



(別紙)

第一 船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部改正関係

船舶所有者が雇入契約の締結前に、書面を交付して説明しなければならない事項として、海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）第二条に規定する海賊行為による被害を受けた場合の措置を追加するため、所要の改正を行う。